

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (工事)

契約番号 : 8131

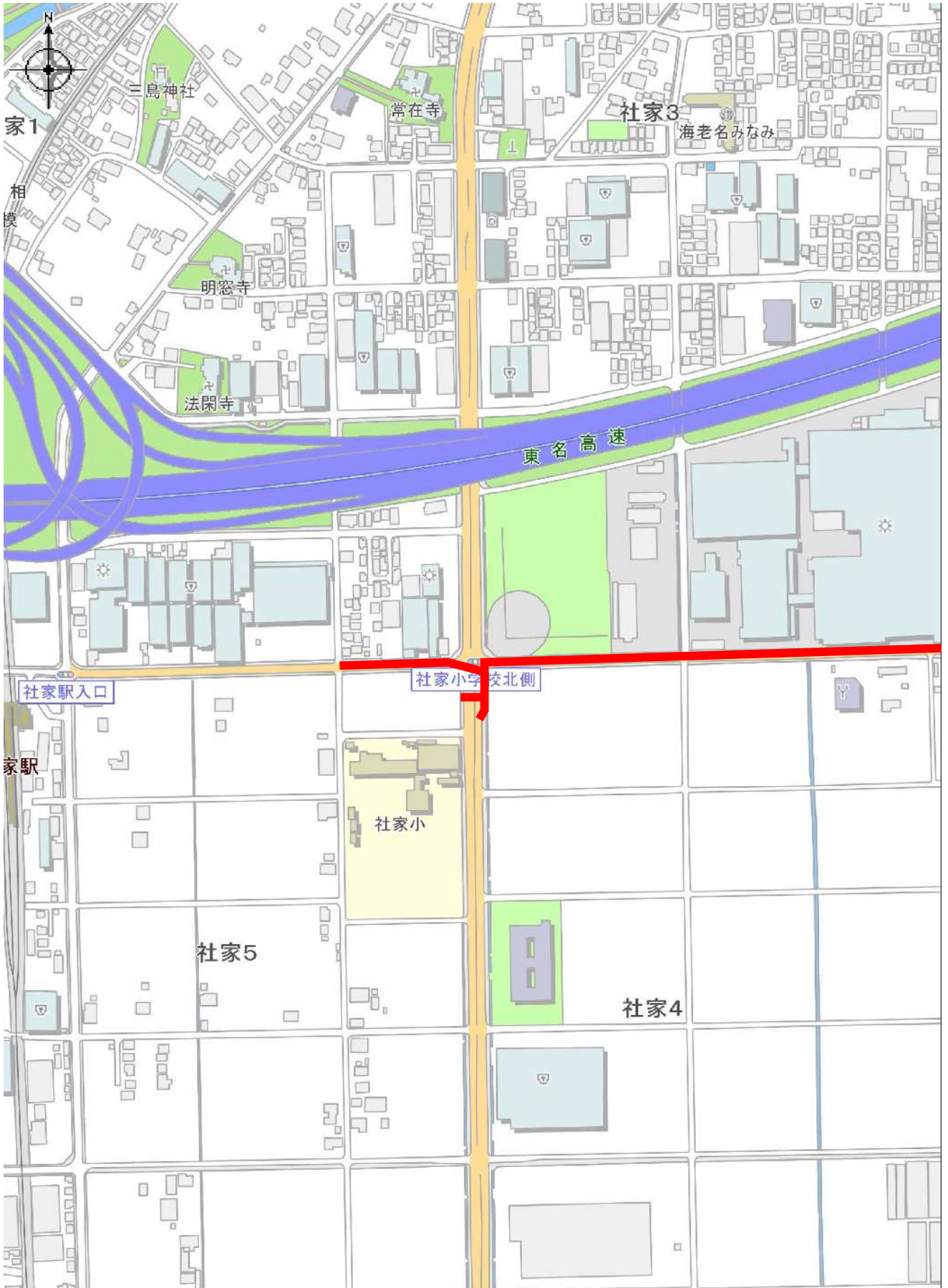
件名	マンホール継手部耐震化工事	
履行場所	海老名市 社家四丁目ほか 地内	
工期	令和8年7月17日～令和9年2月26日(225日)	
工事の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○週休2日制確保工事(受注者希望型)の対象案件	
予定価格	81,818,000 円 (税込)	74,380,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(70%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 <ul style="list-style-type: none">○ 技術者と現場代理人の兼務不可 ※前年度の工事評定平均が「B(75点)」以上である場合は除く。○ 技術者及び現場代理人の他案件(本市入札案件)との兼任不可 ※技術者等の兼任制限が解除されている場合でも不可○ 前払金の制限(金額上限、中間前払金の制限など) 契約金額の20%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませう。) ※前払金の上限金額は5,000万円以下。中間前払金の支払いはありません。 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 <ul style="list-style-type: none">(ア) 金融機関又は保証事業会社の保証(イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド)(ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	010 土木一式 経審 - 点以上 - 点未満	○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。 ※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く ○主任技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、次のいずれかの資格を有すること。 <ul style="list-style-type: none">・下水道管路管理総合技士・下水道管路管理主任技士	
	落札件数制限	なし	
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任(監理)技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	

<p>事前提出書類 (システム添付)</p>	<p>参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。</p> <p>○告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを証する書類の写し。（次の（1）～（3）のいずれか）</p> <p>（1）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の写し <u>※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要</u></p> <p>（2）<u>（同通知書発行後に社会保険に加入した場合）</u>健康保険、厚生年金保険及び労働（雇用）保険料の領収書の写し</p> <p>（3）<u>（法令に基づき社会保険適用を除外されている場合）</u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書</p> <p>○「配置技術者等の資格・実績等調書」（本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出）</p> <p>・配置技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類</p>
<p>入札時提出 (システム添付)</p>	<p>○入札金額積算内訳書</p> <p>別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書(工事入札時システム添付)」をダウンロードして使用してください。<u>システムへはPDF化して添付してください。</u></p>
<p>落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)</p>	<p>開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)</p> <p>○配置技術者等に関する書類</p> <p>○建設業許可の確認できる書類</p>

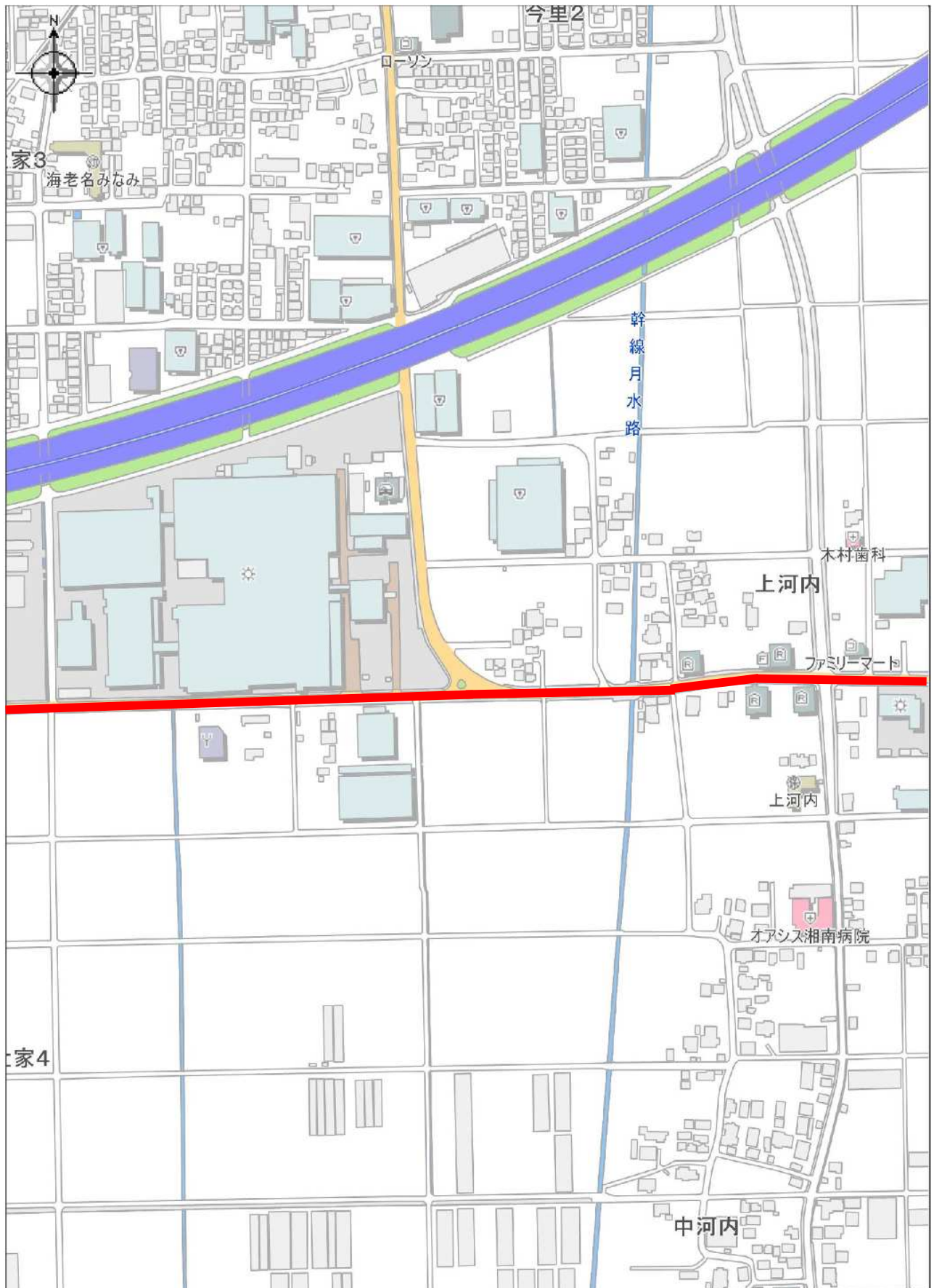
案内図

工事件名 : マンホール継手部耐震化工事



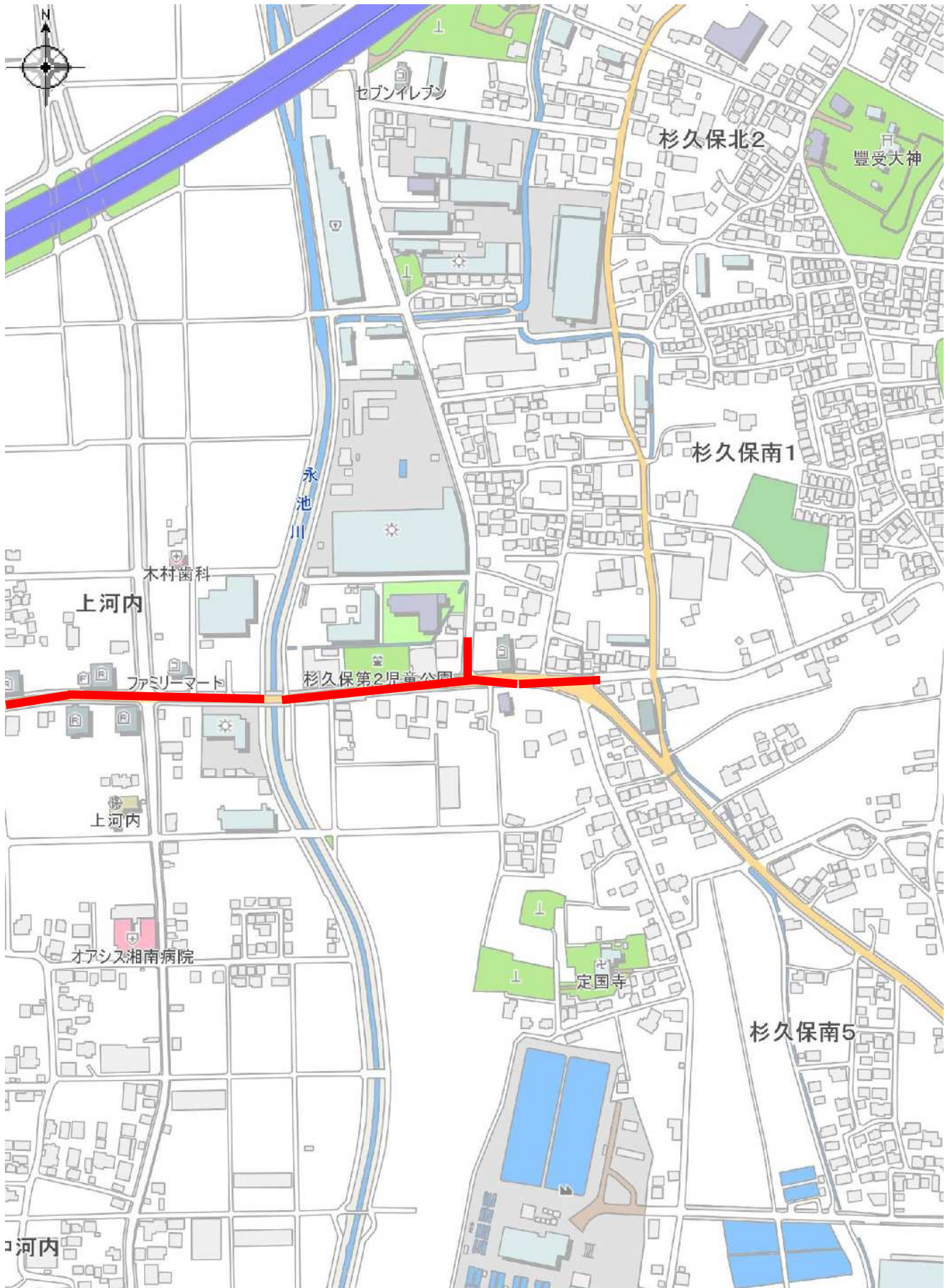
案内図

工事件名 : マンホール継手部耐震化工事



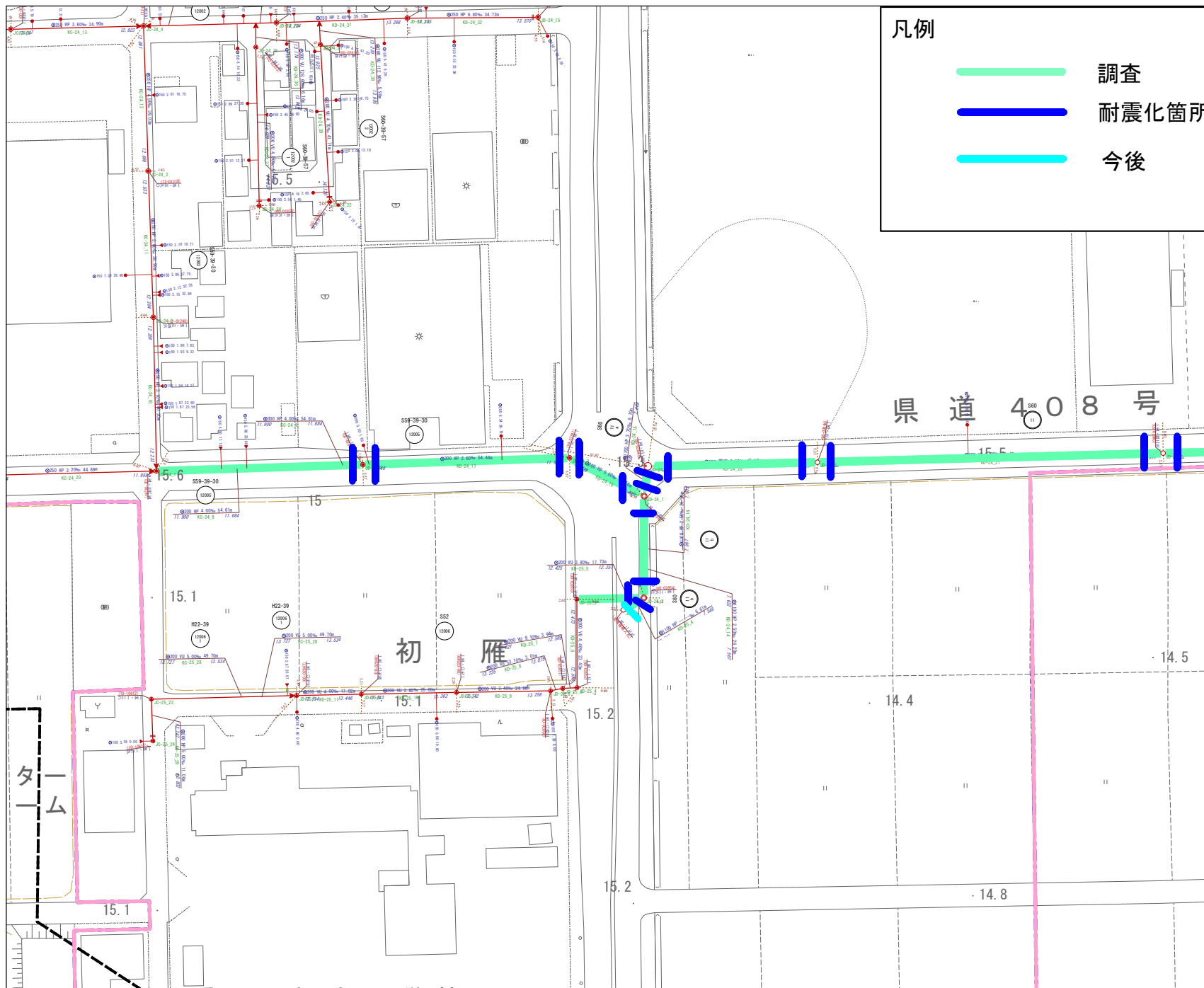
案内図

工事件名 : マンホール継手部耐震化工事



海老名市公共下水道台帳図 (汚水)

出力: 令和8年5月12日



凡例

- 調査
- 耐震化箇所
- 今後



凡例	
——	処理区分界
→	幹線管線
→	支線管線
→	圧送管
	0号人孔
	1号人孔
	2号人孔
	3号人孔
	4号人孔
	5号人孔
	6号人孔
	円形人孔
	山形人孔
	楕円人孔
	特殊人孔
	欠損人孔
	管止
	マンホールのポンプ機
	その他
	不明
	調査取付
	起点記号
	汚水公共樹 (汚水樹 (A))
	汚水公共樹 (汚水樹 (B))
	汚水公共樹 (汚水樹 (C))
	汚水公共樹 (汚水樹 (D))
<人孔標高> 	
<区間標高> 	
<取付管標高> 	

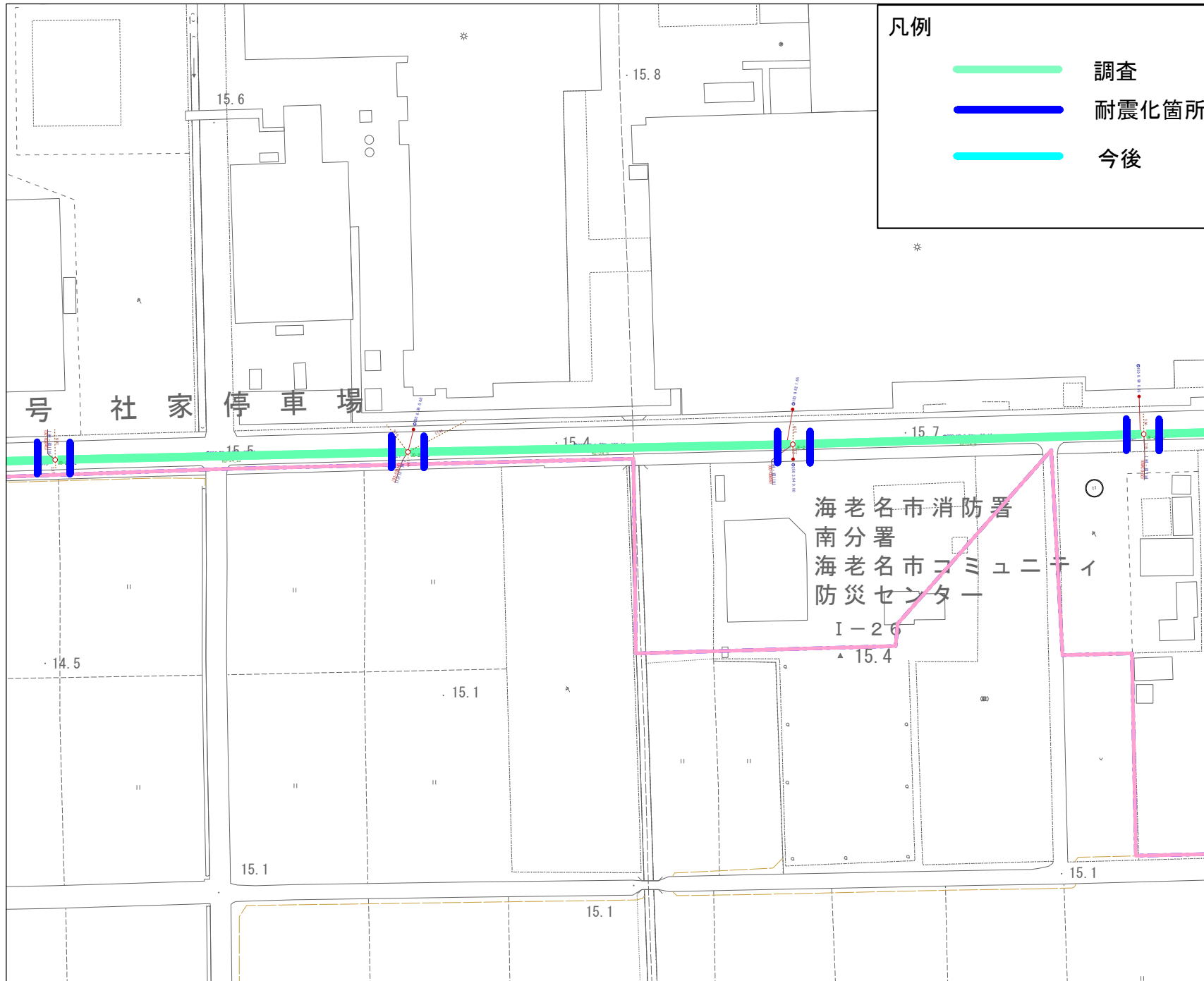
海老名市公共下水道台帳と相違ありません。
この図面は参考図であり、施設位置は現地と異なる場合があります。

1/1,000

海老名市まちづくり部下水道課

海老名市公共下水道台帳図 (汚水)

出力: 令和8年5月12日



凡例

- 調査
- 耐震化箇所
- 今後



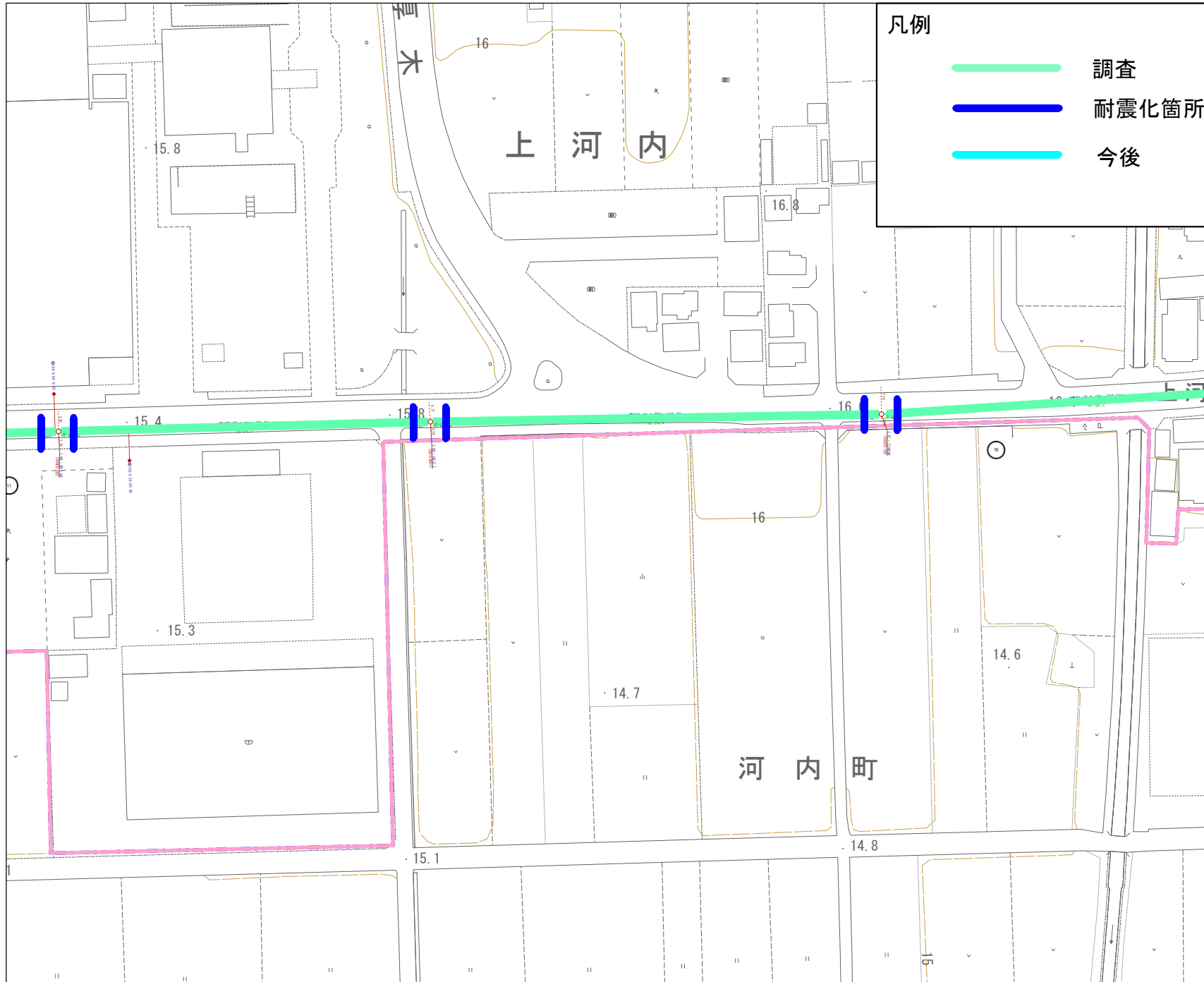
凡例	
——	処理区分界
→	幹線管渠
→	支線管渠
→	圧送管
	0号人孔
	1号人孔
	2号人孔
	3号人孔
	4号人孔
	6号人孔
	円形人孔
	直七人孔
	補出人孔
	増1号人孔
	増3号人孔
	増4号人孔
	特殊人孔
	欠陥無し人孔
	管止
	マンホールのポンプ機
	その他
	不明
	調査取付
	起点記号
	汚水公共線 (汚水線 (A))
	汚水公共線 (汚水線 (B))
	汚水公共線 (汚水線 (C))
	汚水公共線 (汚水線 (D))
	汚水公共線 (汚水線 (E))
<p>〈人孔標高〉</p>	
<p>〈区間標高〉</p>	
<p>〈取付管標高〉</p>	

海老名市公共下水道台帳と相違ありません。
この図面は参考図であり、施設位置は現地と異なる場合があります。

1/1,000

海老名市まちづくり部下水道課

海老名市公共下水道台帳図 (汚水)



凡例

- 調査
- 耐震化箇所
- 今後



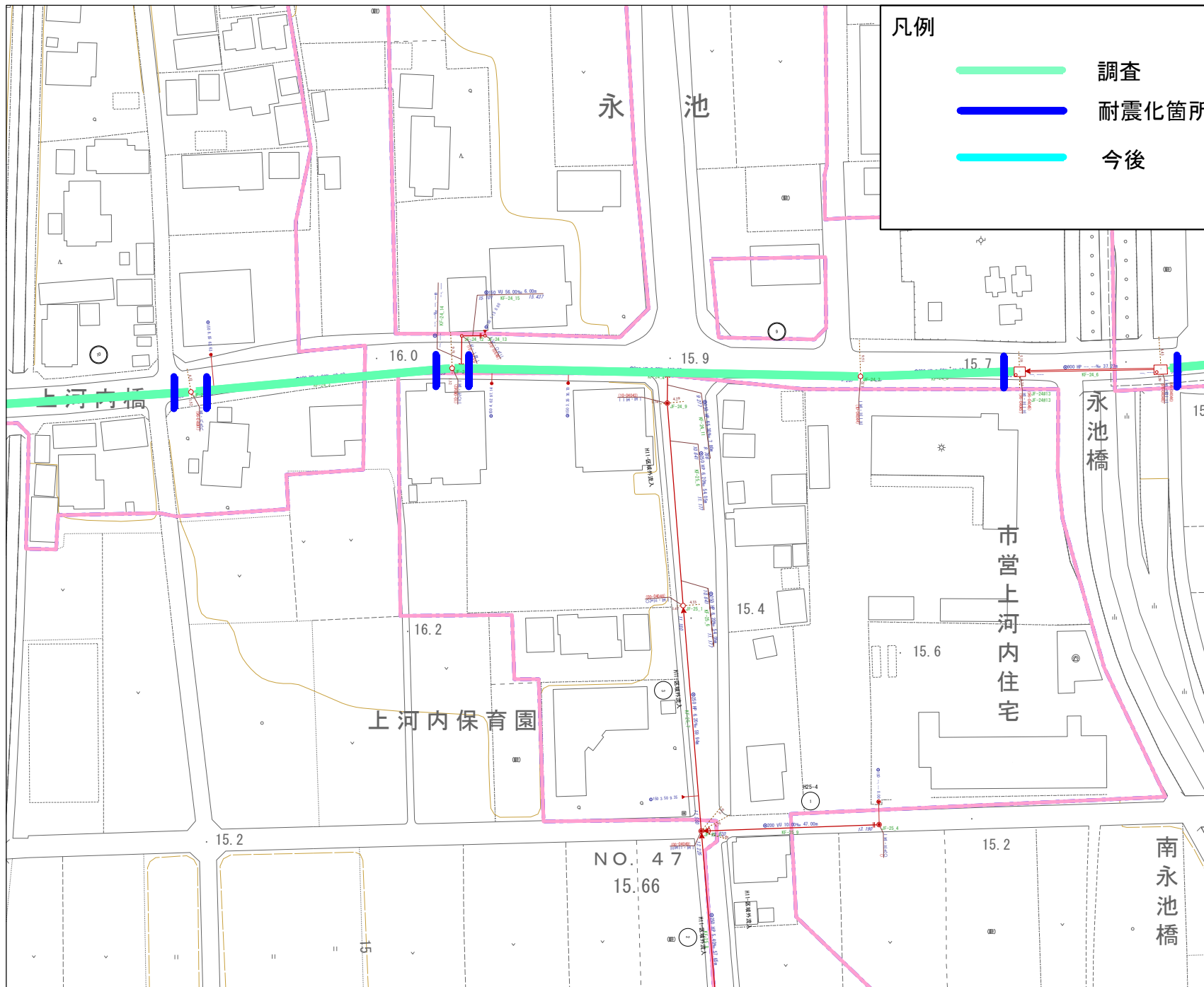
凡例	
---	地区区界
→	幹線管
→	支線管
→	庄送管
	0号人孔
	1号人孔
	2号人孔
	3号人孔
	4号人孔
	6号人孔
	口形人孔
	山形人孔
	橋出人孔
	1号人孔
	3号人孔
	4号人孔
	6号人孔
	特殊人孔
	欠陥人孔
	管止
	マンホールの蓋
	その他
	不明
	調査取付
	起点記号
	汚水公共線(汚水線)
	汚水公共線(汚水線)
	汚水公共線(汚水線)
	汚水公共線(汚水線)
<p>〈人孔標高〉</p>	
<p>〈区界標高〉</p>	
<p>〈取付管標高〉</p>	

海老名市公共下水道台帳と相違ありません。
この図面は参考図であり、施設位置は現地と異なる場合があります。

1/1,000

海老名市まちづくり部下水道課

海老名市公共下水道台帳図 (汚水)



凡例

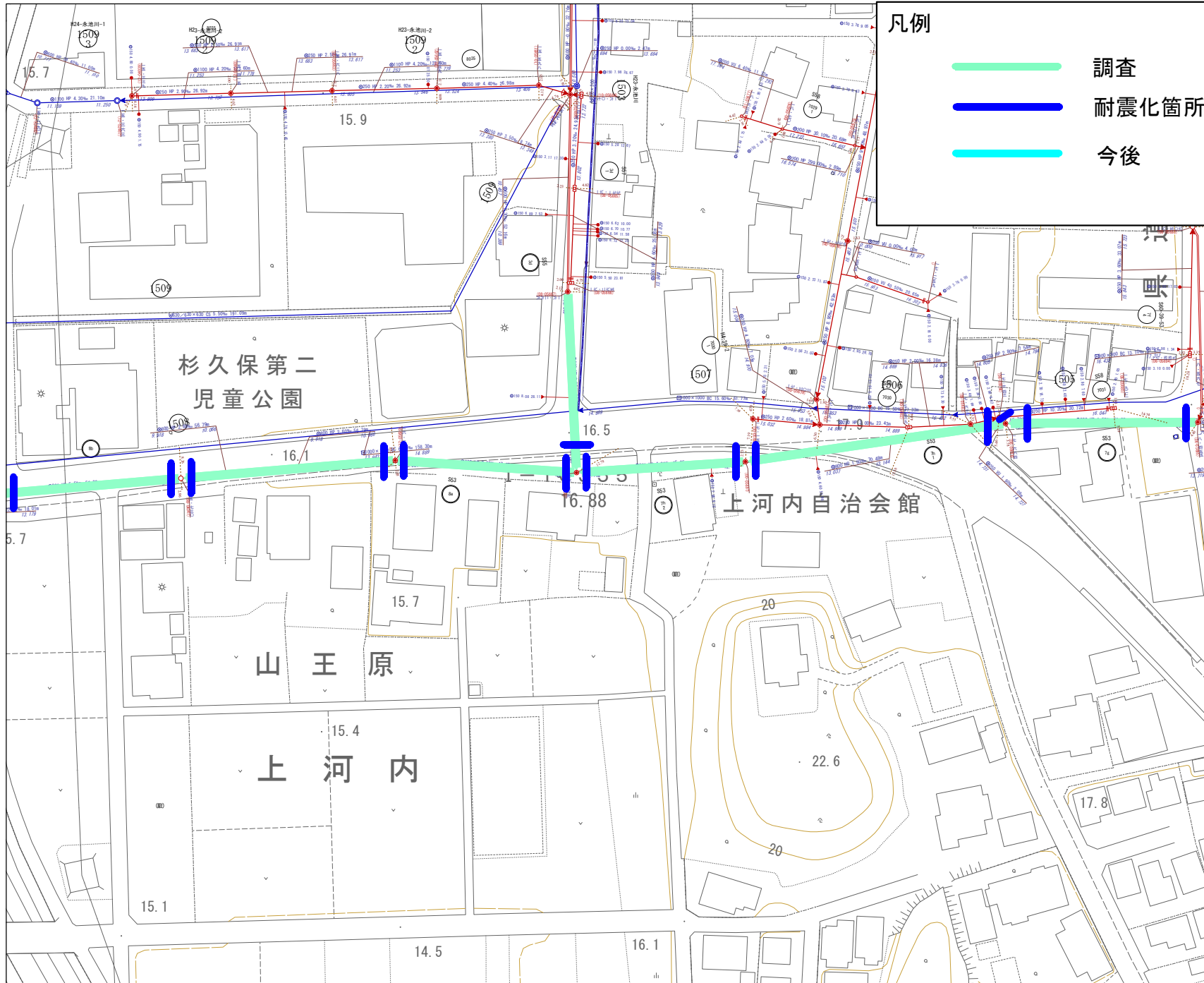
- 調査
- 耐震化箇所
- 今後



凡例	
——	処理区分界
①	種別
→	幹線管
→	支線管
→	圧送管
○	0号人孔
○	1号人孔
○	2号人孔
○	3号人孔
○	4号人孔
○	6号人孔
○	円形人孔
○	直方人孔
○	補出人孔
○	増1号人孔
○	増3号人孔
○	増4号人孔
○	特殊人孔
○	欠陥人孔
○	管止
○	マンホールのポンプ
○	その他
○	不明
○	副管取付
○	起点記号
○	汚水公共線 (排水機付)
○	汚水公共線 (排水機付)
○	汚水公共線 (排水機付)
○	汚水公共線 (排水機付)
人孔標高 15.2 15.4 15.6 15.7 15.9 16.0 16.2 16.4 16.6 16.8 17.0 17.2 17.4 17.6 17.8 18.0 18.2 18.4 18.6 18.8 19.0 19.2 19.4 19.6 19.8 20.0 20.2 20.4 20.6 20.8 21.0 21.2 21.4 21.6 21.8 22.0 22.2 22.4 22.6 22.8 23.0 23.2 23.4 23.6 23.8 24.0 24.2 24.4 24.6 24.8 25.0 25.2 25.4 25.6 25.8 26.0 26.2 26.4 26.6 26.8 27.0 27.2 27.4 27.6 27.8 28.0 28.2 28.4 28.6 28.8 29.0 29.2 29.4 29.6 29.8 30.0	
区間標高 MU 0250 6.000 23.450 12.345 12.228 上河内住宅 下河内住宅	
取付管標高 0150 35.0 1234 上河内住宅(500)	

海老名市公共下水道台帳と相違ありません。
この図面は参考図であり、施設位置は現地と異なる場合があります。

海老名市公共下水道台帳図 (污水)



凡例

- 調査
- 耐震化箇所
- 今後

凡例																	
	処理区分界																
	種別																
	幹線管渠																
	接続管渠																
	圧送管																
	0号人孔																
	1号人孔																
	2号人孔																
	3号人孔																
	4号人孔																
	6号人孔																
	円形人孔																
	山形人孔																
	補出人孔																
	専1号人孔																
	専3号人孔																
	専4号人孔																
	特殊人孔																
	欠損し人孔																
	管止																
	マンホールのポンプ機																
	その他																
	不明																
	調査取得																
	起点記号																
	汚水公共棟 (排水機 (A))																
	汚水公共棟 (排水機 (B))																
	汚水公共棟 (排水機 (C))																
	汚水公共棟 (排水機 (D))																
	汚水公共棟 (排水機 (E))																
<p><人孔属性></p>																	
<p><区画属性></p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>管理</td> <td>区分</td> <td>区画番号</td> </tr> <tr> <td>MU</td> <td>0250</td> <td>0300</td> <td>2315</td> </tr> <tr> <td>12.345</td> <td></td> <td>12.228</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査取得</td> <td></td> <td>調査取得</td> <td></td> </tr> </table>		種別	管理	区分	区画番号	MU	0250	0300	2315	12.345		12.228		調査取得		調査取得	
種別	管理	区分	区画番号														
MU	0250	0300	2315														
12.345		12.228															
調査取得		調査取得															
<p><区画管理性></p> <table border="1"> <tr> <td>管理</td> <td>種別</td> <td>区分</td> <td>区画番号</td> </tr> <tr> <td>0150</td> <td>31.0</td> <td>1234</td> <td></td> </tr> </table>		管理	種別	区分	区画番号	0150	31.0	1234									
管理	種別	区分	区画番号														
0150	31.0	1234															

海老名市公共下水道台帳と相違ありません。
この図面は参考図であり、施設位置は現地と異なる場合があります。

施工条件明示書（土木工事共通）

1 工事概要

発注者	海老名市		
工事件名	マンホール継手部耐震化工事		
工事場所	海老名市	社家四丁目ほか	地内
工事目的	公共下水道施設の耐震化を進め、災害に強い下水道施設の実現を図るため。		
工事概要	<p>事前本管カメラ調査工 1式 既存人孔耐震化工 1式</p> <p>事前管口調査工 1式 本管継手部耐震化工 1式</p> <p>仮設工 1式</p> <p>※週休2日制確保工事の対象案件（受注者希望型）</p>		
契約工期	令和8年7月17日	から	令和9年2月26日 まで
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金事業	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫	
		<input type="checkbox"/> 県費	
	<input type="checkbox"/> 市単独事業		
設計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 単独積算		
	<input type="checkbox"/> 合算積算		工事 工事

2 積算諸条件

- 主たる工種 : 下水道工事（2）
- 施工地域・工事場所区分 : 一般交通影響あり（1）
- 契約保証の方法 : 発注者が金銭的保証を必要とする
- 施工パッケージの使用（一部使用含む） : 有 無
- 週休二日制確保工事該当の有無 : 発注者指定（当初計上） 受注者希望（変更補正） 無

【使用歩掛及び単価等】

- | | | | |
|--|---------|-----|----|
| <input checked="" type="checkbox"/> 土木工事標準積算基準書 | 適用年版：令和 | 7年 | 7月 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 諸経費率 | 適用年版：令和 | 7年 | 7月 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 下水道用設計標準歩掛表 | 適用年版：令和 | 7年版 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 土木工事資材等単価表 | 適用年版：令和 | 8年 | 4月 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 刊行物 | 適用年版：令和 | 8年 | 4月 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 特別調査 | 適用年版：令和 | 8年 | 月 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 海老名市見積単価等 | 適用年版：令和 | 8年度 | 月 |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | 適用年版：令和 | 年 | 月 |

3 施工条件

【1】 工程関係	1	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (他工事件名等) <input type="checkbox"/> 有 (工期、内容等)
	2	当工事における施工時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (制約を受ける施工内容等) <input type="checkbox"/> 有 (施工時期等)
	3	施工時間について	<input checked="" type="checkbox"/> 昼間施工 (その他特記事項) <input checked="" type="checkbox"/> 夜間施工 (一部含む)
	4	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	<input type="checkbox"/> 無 (関係機関名) <input checked="" type="checkbox"/> 有 厚木土木事務所東部センター
	5	工事着手前に地上物件(家屋調査)、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (対象内容) <input type="checkbox"/> 有
	※ただし、施工上必要となる地下埋設物調査については、施工計画書に明示し、必要な措置を講じること。また、書面により報告すること。		
	6	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	<input type="checkbox"/> 無 (詳細内容、作業不能日数等) <input checked="" type="checkbox"/> 有 年末年始6日、夏季休暇3日
【2】 用地関係	1	工事用地等の未処理部分について(用地買収状況について)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (用地未取得部分等) <input type="checkbox"/> 有 (取得予定年月日等)
	2	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (使用場所、期間、借用条件、復旧方法等) <input type="checkbox"/> 有
	3	使用後の復旧条件	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (復旧内容等) <input type="checkbox"/> 有
【3】 公害関係	1	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	<input type="checkbox"/> 無 (建設機械と制限内容) <input checked="" type="checkbox"/> 有 (作業時間と制限内容) 騒音規制法・振動規制法
	2	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	<input type="checkbox"/> 無 (対策内容) <input checked="" type="checkbox"/> 有 締め切り排水工

【4】 安全対策 関係	1	安全施設等の指定について（有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む）	<input type="checkbox"/> 無 （指定内容） ガス検知及び送風機の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 有
	2	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	3	交通誘導警備員の配置について	<input type="checkbox"/> 無 （1）交通誘導員の配置 調査工4名配置、工事6名配置 <input checked="" type="checkbox"/> 有 （2）配置期間 作業期間中（昼）（夜）
【5】 工事用道 路関係	1	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （搬入経路・使用期間等の制限） <input type="checkbox"/> 有 （搬入中・後の処置）
	2	仮設道路を設置する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （仮設道路に関する安全施設） <input type="checkbox"/> 有 （工事後の措置、維持補修内容）
【6】 建設副産 物関係	1	建設発生土が発生する場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （建設発生土の処分先） <input type="checkbox"/> 有 名称： 住所： 事業者： 電話：
	2	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	<input type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材 <input type="checkbox"/> 建設発生木材（伐木・除根材） <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 建設汚泥 <input type="checkbox"/> 建設混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> その他（ ） ※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること
※この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」の規定より再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。			
【7】 工事支障 物件	1	工事支障物件について（地下埋設物含む）	<input checked="" type="checkbox"/> 無 （対象内容） <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 架空電線 <input type="checkbox"/> 標識・看板 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【8】 薬液注入 関係	1	薬液注入について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(対象内容)
			<input type="checkbox"/> 有	工法区分： 使用材料： 施工範囲、削孔数： 注入量： 施工管理基準等：
【9】 その他	1	工事現場発生品がある 場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	2	支給材料及び貸与品が ある場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	3	特殊・特定使用材料を 使用する場合及び資材 搬入等に制限がある場 合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量、搬入制限等)
			<input type="checkbox"/> 有	
4	発生売却品評価額（ス クラップ等）を計上し ている場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名等)	
		<input type="checkbox"/> 有	例) H鋼 100t	
5	週休2日制確保工事補 正	<input type="checkbox"/> 無		
		<input checked="" type="checkbox"/> 有	受注者希望型のため、当初設計書では補正していません。 変更設計時に休暇の達成状況に応じて対応します。	
6		<input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 有		

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。

工事説明書

(特記仕様書)

工事件名: マンホール継手部耐震化工事

工事場所: 海老名市 社家四丁目ほか 地内

1 目的

公共下水道施設の耐震化を進め、災害に強い下水道施設の実現を図るため。

2 工事概要

事前本管カメラ調査工	1式	既存人孔耐震化工	1式
事前管口調査工	1式	本管継手部耐震化工	1式
		仮設工	1式

3 仕様(施工管理)

- ・ 本工事は、海老名市土木工事共通仕様書及び海老名市土木工事施工管理基準に準じて施工すること。
- ・ 原則として、アスベストを原料としない建材を用いて施工すること。また、使用材料については、アスベストを原材料としていない旨の証明書をメーカーより提供させ、監督職員の確認を得ること。
- ・ 型枠材料については、熱帯雨林材の使用を避けること。
- ・ 海老名市公共工事デジタル写真管理要領に基づき工事写真を作成し、提出することとするが、詳細については、監督員と協議し、決定する。
- ・ 本工事請負業者は、再生砂(RC-10)を使用する場合、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けること。
- ・ 上記以外の内容については、監督員と協議すること。また、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。
- ・ 耐震化工事をする前に事前調査を行い設計内容と相違ない内容で施工できるか確認し書面で報告すること
- ・ 受注者は、監督員の承諾を受けた施工方法、工程表、施工計画書等に従い円滑な進行と適正な管理を行わなければならない。
- ・ 上記以外の内容については、監督員と協議すること。また、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

4 工程管理

- ・ 契約工期 令和8年7月17日 から 令和9年2月26日

5 安全対策

- ・ 工事区域の安全対策を十分に施し、道路管理者、道路利用者及び現場作業員等の安全を確保すること。
特に作業を行わない時は第三者が工事区域内に入り込まないように、安全対策(安全柵等)

を行うこと。

- マンホール、管渠などに入入りし又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省で定める酸素欠乏硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を作業開始前にし、更に作業中は常時これを調査することとする。また、換気については作業前、作業中を問わず常に、作業員等全員が孔内から退去したことが確認できるまで行うものとする。

6 仮設備関係

- 仮設備(現場事務所等)の建設は、位置、規模等について監督員の承諾を得ること。
工事用水等は、請負業者の負担とする。

7 道路交通関係

- 本工事は、**昼夜施工**とする。
- 看板による工事予告及び迂回のお願いは、工事着手日の原則1週間以上前から行うこと。
十分な周知を行わない限り、現場着手を認めない。
- 一般道路を工事用資器材等の搬入に使用するので、搬入経路・使用期間等を明確にすること。
- 一般道路を使用するときは、関係法令を遵守し、道路管理者、交通管理者等の許可を得ること。
- 詳細については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を得ること。

8 海老名環境マネジメントシステム関係

- 本工事は、海老名環境マネジメントシステムの公共工事環境配慮マニュアル適用工事であり発注者の伝達事項を遵守し、下表の事項に留意し施工すること。

作業	配慮事項
掘削	排出土の発生を抑える整備内容・構造を検討する
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える
排出土処理	極力現場内での利用を図る
	搬出する場合は他の市内工事での利用を図る
	排出土中に他の廃棄物が混入しないように分別する
埋め戻し	現場内排出土及び再生砕石、再生砂を使用する
コンクリート 取壊し	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する(マニフェスト管理)
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える
アスファルト 取壊し	取り壊したものは必ず再生プラントへ搬入する(マニフェスト管理)
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える
構造物	二次製品を積極的に使用する
	基礎材は再生砕石および再生砂を使用する
	熱帯材以外のコンクリート型枠を使用する
付帯工	基礎材は再生砕石とする
舗装工 (車道及び歩道)	舗装材には一部を除き、リサイクル材を採用する。
路盤工	路盤材に再生粒度調整砕石、再生砕石を使用する
仮設工	木製支保工に換えてアルミ腹起こし及びアルミ水圧サポートの使用に努める
	低騒音・低振動型作業機械を使用する

工事作業機械・車両 運行	排ガス規制に適合した作業機械・車両(ディーゼルエンジン)を使用する
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない

9 工事全般

- ・ 事前調査は十分に行い、不明確な部分については工事打合せ簿により施工前に監督員と協議し、確認を得ること。
なお、工事打合せ簿においては、指定の書式を使用すること。
- ・ 工事に際し、現場代理人および主任技術者は設計図書を熟知し、現場代理人においては、作業中現場に常駐すること。
- ・ 現場から発生する不要物等が、民地部に飛散、流出等しないよう必要な処置を講じること。
- ・ 現場で市民等により工事内容の説明を求められた際は、説明責任を果たすこと。
- ・ 騒音・振動及び粉塵等工事沿線住民に対し、不利益になりうることは工事期間及び時間等、十分に配慮し、施工にあたること。
- ・ 撤去殻は大きな音が出ないように投げたりせず、そっと積み込みを行うこと。また、重機等の重量物を移動する際は、ゆっくりと正確に行うこと。
- ・ 本管部における埋戻しについては1スパン(人孔間)毎に現場密度の測定を行うこと。
- ・ 本管布設後、監督員の立会いの元、管路の通りや浸入水等を確認した上で復旧すること。
- ・ 施工工程全般において、5cm以上の段差を生じさせないこと。
- ・ 乳剤の散布を行う場合は飛散防止の養生を確実に行うこと。また、合材運搬車両等の工事車両は乳剤を付着させたまま、既設道路を走り、舗装面を汚さないように対策を講じること。万が一、既設道路を汚してしまった場合は、請負者で責任をもち清掃すること。
- ・ ゴミ集積所が工事区間内にある場合は、関係部局へ届け出ること。
- ・ 関連法令の遵守の上、公共事業という認識を常に持ち、責務を果たすこと。
- ・ 区画線の施工を行う場合は、交通管理者および道路管理者との協議を行い施工すること。
- ・ 当該地については発生土の水分量が多いため、十分に乾燥させてから処分場へ搬出すること。また、発生土の乾燥においては自社の置場もしくはそれに類する場所を手配し、作業にあたること。
なお、自社の仮置場を有しない場合、自費にて仮置場を手配すること。
- ・ 資材置場、現場事務所等の用により農地を一時的に使用する場合は、工事を実施する前に本市農業委員会への届け出を行うとともに、許可書の写しを事業発注課に提出すること。また工事完了後の返却する時においては、監督員、現場代理人たちあいのもと、現地の確認を行い請負者は完了届等の書類の写しを事業発注課に提出することとする。

10 関係官公庁その他への手続き

- ・ 請負者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

11 土地への立入り等

- ・ 請負者は、業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、監理業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し、協議しなければならない。

12 守秘義務

- ・ 請負者は、業務の処理上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

13 履行報告義務

- ・ 請負者は、着手前と毎月末に履行報告書を提出し、業務進捗状況を報告するものとする。
なお、様式は指定様式とし、実施比較表を添付の上、進捗状況が詳細に認出来る様記載するものとする。

14 新型コロナウイルス感染症対策関係

- ・ 受注者は、下請負者等の関連会社を含め新型コロナウイルス感染症対策に努めるとともに、罹患者が確認されたときには速やかに発注者に報告し、以降の履行について協議すること。

15 その他

- ・ 本作業を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、実施するものとする。また、協議については書面(打合せ記録簿)で行うものとする。
また、本特記仕様書及び別紙施工条件明示書に定めのない疑義事項については、監督職員と協議のうえ、履行するものとする。
- ・ 請負者は、上記事項をすべて理解した上で工事契約及び施工にあたること
- ・ 請負者は、本工事を実施するにあたり必要となる技術的な資格及び技術力を有する担当者を配置すること
- ・ 請負者は、事前調査においても必要となる技術的な資格を及び技術力を有する担当者を配置すること。

事前調査仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、海老名市（以下、「当市」という）が管理する下水道管路等施設内の清掃及び管路施設調査工に適用する。

2. 用語の定義等

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、下記については発注者及び請負者の間で、出来る限り書面にて行うものとする。

(1) 指示とは、当市の発議により監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾とは、請負者の発議により請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

(3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

(1) 請負者は、清掃及び管路施設調査作業（以下、「作業」という）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等並びに、当市が他企業等と締結している協議等を遵守しなければならない。

- ① 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
- ② 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
- ③ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
- ④ 緊急失業対策法 (昭和 24 年法律第 89 号) 及び同法関連法規
- ⑤ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
- ⑥ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規
- ⑦ 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
- ⑧ 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
- ⑨ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
- ⑩ 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
- ⑪ 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
- ⑫ 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
- ⑬ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
- ⑭ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
- ⑮ 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規
- ⑯ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規

- ⑰ 廃棄物の処理及び
清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
- ⑱ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
- ⑲ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
- ⑳ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
- ㉑ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
- ㉒ 神奈川県生活環境の
保全等に関する条例 (平成 9 年条例第 35 号) 及び同条例関連規則等
- ㉓ 海老名市下水道条例 (平成 12 年条例第 49 号) 及び同条例関連規則等
- ㉔ 海老名市契約規則 (平成 15 年規則第 20 号)

(2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、請負者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

4. 提出書類

(1) 請負者は、契約締結後速やかに施工計画書及び契約事務に関する届出等、その他これらに類する書類を提出し、承認を受けたうえ作業に着手すること。なお、施工計画書には下記内容を明記すること。

- ① 工事概要 (案内図、契約内容等)
 - ② 作業員名簿、資格者名簿 (資格証の写し)、下請負人等の名簿や施工体系図
 - ③ 緊急連絡簿と体制図
 - ④ 主要機械の使用計画 (所有区分、車検証の写し添付)、ガス検知器の検査証
 - ⑤ 工程管理計画 (工程表)
 - ⑥ 写真管理計画
 - ⑦ 作業手順書 (安全確認の方法、作業手順等)
 - ⑧ 安全管理計画 (交通、酸欠防止等、有毒ガス対策、事故防止及び教育、地上と管渠内・作業場所との連絡方法、作業前中後の安全管理など)
- ※酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを提出すること。
- ⑨ 各種許可書・協議書の写し (警察、道路使用、他企業者との協議等)
 - ⑩ 資格・許可書等の写し (産業廃棄物収集運搬業許可証等)
 - ⑪ その他、監督員が添付を指示したもの

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更を行うこと。

(3) 請負者は、作業の着手日から完成の日までの期間中、監督員の指示による日報・週報・月報にて作業状態を報告すること。また、作業の進捗についても同じとする。

(4) 請負者は、作業が完了した時は速やかに下記書類を工期内に提出すること。なお、この書類の提出 (手直しを含む) を持って業務完了届を受理することとします。

- ① 出来高数量調書
- ② マニフェスト伝票と集計表 (作業がある場合)

- ③ 汚泥運搬報告（作業がある場合）
- ④ 安全管理報告（交通誘導警備員伝票と集計表、ガス検知器測定報告書）
- ⑤ 作業報告書（別冊でA判定を集約したダイジェスト版も提出する）
- ⑥ 作業写真（作業箇所、着手前中後、安全管理状況、汚泥処分状況等）、動画
- ⑦ その他、監督員が添付を指示したもの
- ⑧ 契約事務に関する届出等

なお、報告書の様式については監督員に事前に確認を行うこと。

5. 官公署への手続き及び他企業への協議

請負者は、契約後速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用許可、交通の制限等の届出、許可申請等を行いその許可を受けること。また、その他関係各企業者及び道路占用者と協議を行い、これを監督員に報告すること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務主任者並びに管理技術者を定めると共に、現場には業務主任者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管渠内の作業を行う場合には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- (3) 請負者は、善良な作業員を選定し秩序正しい作業を行わせ、且つ、熟練を要する作業には相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 請負者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。これについては、当市の積算設計根拠を参考に行うこと。

7. 地先住民等との協議

- (1) 請負者は、作業を実施するにあたり地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 請負者は、地先住民等からの要望もしくは交渉があった時には、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても地先住民等から報酬、または手数料等を受けとってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- (4) 下請負人及び使用人等が前項の行為を行った時は、請負者がその責任を負うこと。
- (5) 地先住民等への作業予告（通知文書作成・配布）などは、請負者の責任と負担により行うものとする。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 請負者は、下水道施設に損傷を与えた時は直ちに監督員に報告しその指示を受けると共に、速やかに請負者の責任において原形復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた時

は、その復旧及び賠償について全責任を負うこと。なお、下請負人及び使用人等が作業にあたり損害を与えた場合についても、請負者は同様にその復旧及び賠償について全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 請負者は、あらかじめ提出した工程に従い、工程管理を適正に行なうこと。
- (2) 予定の工程と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝・休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

請負者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業完了時には工種・工程順に編集した作業記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の管渠内部の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、適切な撮影方法及び方向にて撮影すること。
- (2) 人力又は、機械の種別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。この時、使用機材についても撮影を行うこと。
- (3) 作業記録写真には、契約件名、撮影場所、撮影日時、撮影対象や状況、請負者名を記載した黒板等を入れて撮影し、状況等を的確に表現できるよう工夫して整理すること。
- (4) 撮影頻度については、監督員と協議すること。

11. 環境配慮

本作業を行うにあたり、「海老名市役所環境方針」を遵守し、海老名市環境マネジメントプログラムに基づき、次のことに配慮すること。

- (1) 搬出される産業廃棄物の適正な処理を行う。
- (2) 清掃等業務実施時に使用する機器等の騒音、振動の削減を実施する。
- (3) 清掃等業務実施時に必要とする車両は環境に配慮した車両の使用に努める。
- (4) 清掃等業務実施時に使用する作業車両の効率的運用を図る。
- (5) 清掃等業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように処理を行う。
- (6) 業務実施時に電力を使用する際には節電に努める。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆公害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については施工計画書に明示し、請負者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。
- (2) 請負者は、厚生労働省で定める酸素欠乏作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して作業に従事する者の安全を図ること。また、いかなる作業を行う場合でも、厚生労働省で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を常駐させること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前に確認し、更に作業中は常時これを調査することとする。また、換気については作業前、作業中を問わず常に行い、作業員等全員が孔内から退去したことが確認出来るまで行うものとする。
- (3) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、転落防止の作業帯など保護具の装着をすると共に、呼吸用保護具等を常に現場に常備すること。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な処置を講ずると共に、監督員及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な処置を講ずること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて且つ誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、契約件名及び作業内容を明示した標識を設けると共に、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人や車両交通等の安全の確保に努めること。また、作業を行うために得た、警察及び道路管理者等の許可条件並びに指示に対して従わなければならない。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、歩行者及び車両の通行誘導並びに整理を行うこと。なお、交通誘導警備員の配置人数については、当市の積算設計根拠を参考に行うものとする。

- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めているもののほか、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に報告すると共に、施工計画書に写し等を添付するものとする。

5. その他

- (1) 請負者は、作業にあたり下水道施設やガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故等が発生した時は、速やかに必要な処置を講ずると共に、緊急連絡体制に従い監督員及び関係官公署に報告を行うこと。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により当市に届け出ること。
- (4) 主任技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、「下水道管路管理総合技士」「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有すること。

第3章 事前調査

1. 一般事項

- (1) 請負者は、施工計画書を1部作成した後、監督員の承諾を得て作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラーなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流で溢水が起らない構造で、且つ作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れのある時は、直ちにこれを撤去すること。
- (4) 請負者は作業にあたり騒音規制法、振動規制法、県生活環境の保全等に関する条例及び当市環境基本条例、環境保全条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 請負者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合や、監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中断を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないよう十分注意すること。万一、汚損させたときは作業終了後の都度、速やかに洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了時は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し作業場所の清掃を行うこと。
- (8) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を破損することのないよう吐出圧には十分に留意すること。
- (9) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、水道水またはこれと同等以上のものとし、車両出発地から搬出すること。市で洗浄水の提供は行いません。
- (10) 作業に入る時期については、当該地の公共汚水柵を確認したのち、監督員と相談し決定すること。また、公共汚水柵の確認状況については写真で報告すること。

3. 事前調査工

- (1) 作業にあたっては、あらかじめ当該調査個所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- (2) 本管内の管種、管径、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等の以上の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は調査年月日、調査場所、以上内容等を明記した黒板（電子黒板も可）を入れて撮影すること。

- (3) 本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- (4) 取付管部の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- (5) 管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (6) 主任技術者による緊急度の判定を行った後、知識や経験を有する別の技術者による再チェックを行うこと。
- (7) 写真帳および記録表は、施設番号毎にファイリングすること。記録形式はPDFまたはエクセルファイルとする。詳細については監督員と協議すること。

4. その他

- (1) 本委託の完了は、作業が終了し、所定の業務完了竣工書類（第1章総則第4条第4項）が提出され、書類の手直し等が終了し再提出された時点で業務完了届の受理となるため、契約工期内にこれらを全て終わらせて下さい。また、当市の検査員による検査の受検、これの合格をもって完了となります。
- (2) 請負人は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。
- (3) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は速やかに監督員に報告すること。
- (4) 設計図書に特別明示していない事項があっても、作業遂行上当然必要なものについては請負者の負担にて処理すること。
- (5) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

特記仕様書（受注者希望型）

**週休2日制確保工事に関する特記仕様書(土木工事)
(受注者希望型)**

1. 週休2日制確保工事について

- ・本工事は、「海老名市週休2日制度確保工事試行要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・本工事は「受注者希望型」で実施する。
- ・要領や提出書類等は市ホームページから入手すること。

2. アンケートについて

- ・受注者は、同意・不同意に関わらず、アンケートに協力するものとし、工事完了後、工事完成届とあわせて市に提出すること。

施工内容一覧表

図面番号	施設番号	通番	人孔機能	壁厚	人孔形式	管底深	位置	管種	管径	耐震工法	副管	施工可否	日進量(日)	インバート 壊し復旧	施工 区分	備考
	JD-24.5	1	組立	100	2号	7.561	下流12時	HP(更生)	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		2				7.528	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JD-24.2	3	組立	300	特殊人孔	7.648	下流12時	HP	1100(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		4				7.712	上流9時	HP(更生)	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JD-24.1	5	組立	150	3号	7.617	下流12時	HP	1100(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		6				3.762	上流4時	HP	300	本管継手部耐震化工		○	0.4			
		7				7.610	上流6時	HP	1100(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JD-25.2	8	組立	150	3号	7.715	下流12時	HP	1100(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		9				2.906	上流2時	VU	200	既設人孔耐震化工	有	○	0.7			
	JD-24.4	10	組立	75	1号	7.696	上流5時	HP	1100(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		11				3.641	下流12時	HP	300	本管継手部耐震化工		○	0.4			
	JD-24.3	12	組立	75	1号	3.605	上流6時	HP	300	本管継手部耐震化工		○	0.4		昼間	
		13				3.822	下流12時	HP	300	本管継手部耐震化工		○	0.4			
	JD-24.6	14	組立	100	2号	3.803	上流6時	HP	300	本管継手部耐震化工		○	0.4		昼間	
		15				7.420	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JD-24.7	16	組立	100	2号	7.401	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		17				7.251	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JE-24.1	18	組立	100	2号	7.226	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		19				7.146	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JE-24.2	20	組立	100	2号	7.082	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		21				7.012	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JE-24.3	22	組立	100	2号	6.925	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		23				6.972	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JE-24.4	24	組立	100	2号	6.936	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		25				7.303	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JF-24.1	26	組立	100	2号	7.263	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		27				6.863	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JF-24.2	28	組立	100	2号	6.725	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		29				6.463	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JF-24.3	30	組立	100	2号	6.435	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		31				6.026	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JF-24.4	32	組立	100	2号	6.014	上流6時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		33				5.991	下流12時	HP	900(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JF-24.5	34	組立	100	特殊人孔	5.781	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		35				5.789	下流12時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JG-24.3	36	組立	100	2号	5.812	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		37				6.055	下流12時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JG-24.4	38	組立	100	2号	6.040	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		夜間	
		39				6.545	下流12時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JG-24.5	40	組立	75	1号	6.413	上流3時	HP	600(推進管)	本管継手部耐震化工(遠隔施工)		○	0.77		夜間	
		41				3.984	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	JG-24.6	42	組立	75	1号	4m位	下流12時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		43				4m位	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71			
	合計	44	組立	75	1号	4.540	下流12時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		昼間	
		45				2.957	上流3時	VU	250	既設人孔耐震化工	有	○	0.7			
	46	4.448	上流6時	HP	800(推進管)	本管継手部耐震化工		○	0.71		○	0.71		昼間		
	合計	22	46	22	22	22	46	46	46	46	2	46	31.15	0	46	
	合計	22	46	22	22	22	46	46	46	46	2	46	31.15	0	46	

夜間 13.55 昼間 17.6

既設人孔耐震化工	2	施工可能	46	昼間	27
本管継手部耐震化工	43	施工不可	0	夜間	19
本管継手部耐震化工(遠隔施工)	1	合計	46	合計	46
合計	46				

工法	管径	数量	昼間	夜間	昼夜合計
既設人孔耐震化工	φ200	1	2	0	2
〃	φ250	1	0	0	0
合計		2	2	0	2

工法	管径	数量	昼間	夜間	昼夜合計	日進量	施工日数/箇所
本管継手部耐震化工	φ250	0	0	0	0	2.6	0.38
〃	φ300	5	5	0	5	2.5	0.40
本管継手部耐震化工(遠隔施工)	φ500(推進管)	0	0	0	0	1.3	0.77
本管継手部耐震化工(遠隔施工)	φ600(推進管)	1	0	1	1	1.3	0.77
本管継手部耐震化工	φ800(推進管)	11	2	9	11	1.4	0.71
〃	φ900(推進管)	22	13	9	22	1.4	0.71
〃	φ1100(推進管)	5	5	0	5	1.4	0.71
合計		44	25	19	44		
総計		46	27	19	46		

●調査工(人孔)

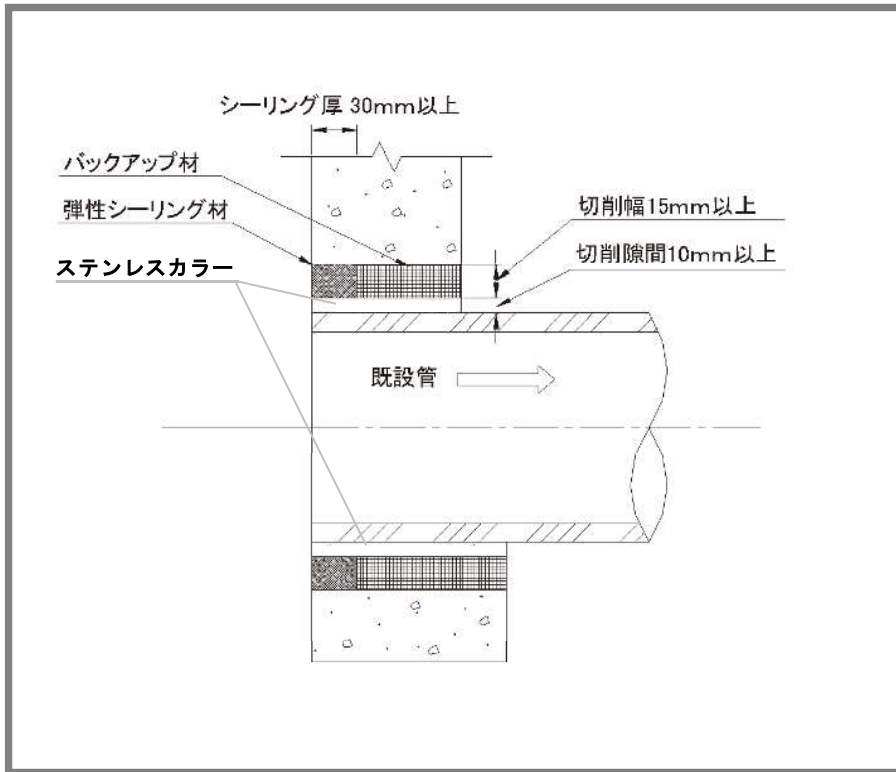
調査種類	昼間	夜間	合計	日進量/日	合計日数
通常調査(マグマ・ガリガリ)	7		7	11.0	0.64
遠隔施工(推進管)	1		1	6.0	0.17
空伏せ探索含む(φ800以上)	38		38	10.0	3.80
合計	46	0	46		4.60

図面番号	管きよ番号	管径	管種	延長	備考
	KG-24_9	800	HP	45.05	
	KG-24_49	600	HP	48.03	
	KG-24_8	800	HP	47.69	
	KG-24_7	800	HP	56.79	
	KF-24_7	800	HP	56.32	
	KF-24_5	900	HP	42.10	
	KF-24_4	900	HP	107.90	
	KF-24_3	900	HP	69.33	
	KF-24_2	900	HP	113.56	
	KE-24_8	900	HP	119.77	
	KE-24_7	900	HP	98.45	
	KE-24_6	900	HP	93.17	
	KE-24_5	900	HP	103.42	
	KD-24_22	900	HP	93.54	
	KD-24_21	900	HP	91.22	
	KD-24_20	900	HP(更生)	45.18	
	KD-24_15	1100	HP	8.10	
	KD-25_5	200	VU	17.73	
	KD-25_4	1100	HP	6.61	
	KD-24_14	1100	HP	26.20	
	KD-24_16	300	HP	22.16	
	KD-24_17	300	HP	54.44	
	KC-24_9	300	HP	54.61	
	KG-24_10	800	HP	70.48	
	KG-24_11	800	HP	51.30	
	KG-24_34	250	VU	2.09	
0	26	26	26	1545.24	0

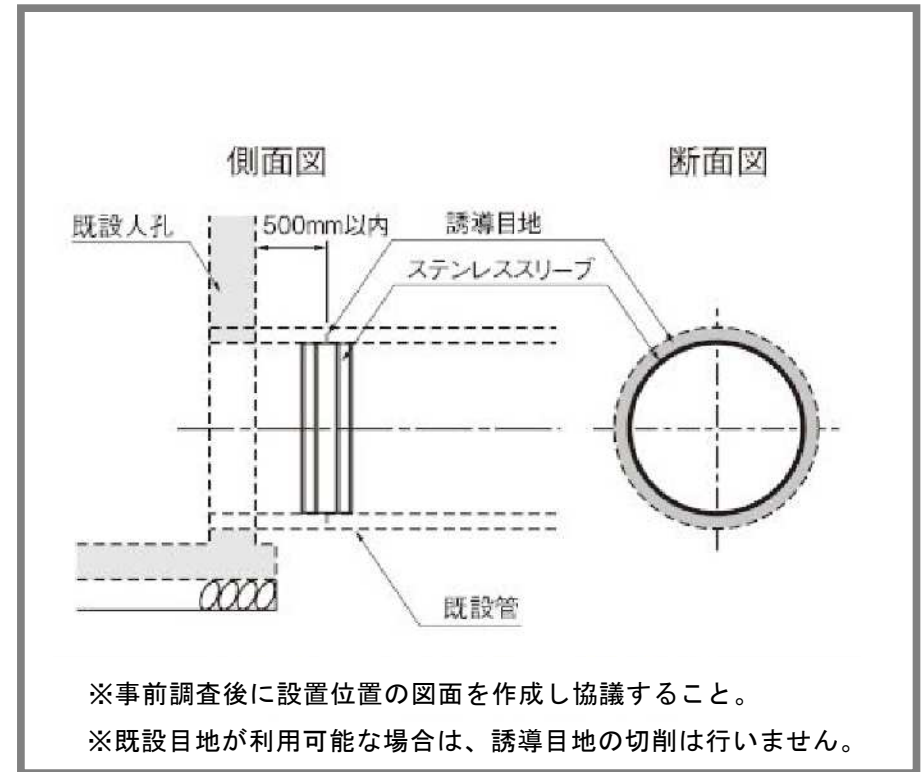
寸法	延長 (m)
φ 800未満	199.06
φ 800以上	1,346.18
合計	1,545.24

工種	延長 (m)	日進量/日	作業日数
管内洗浄工	199.06	700	0.28
カメラ調査工 (800未満)	199.06	280	0.71
カメラ調査工 (800以上)	1,346.18	280	4.81
			5.80

標準構造図



既設人孔耐震化工



本管継手部耐震化工

令和 8 年 度

マンホール継手部耐震化工事設計書

番 号	歩掛R8-1 単価R8-1 単4	施 工 年 度	R8年度
名 称	マンホール継手部耐震化工事		
場 所	海老名市 社家四丁目ほか 地内		
施 工 主	海老名市	概要 工事箇所 46管口 (施工人孔 22基) ○事前本管カメラ調査工 L=1545m ○事前管口調査工 N=46箇所 ○既設人孔耐震化工 既設人孔耐震化工 N=2箇所 内副管撤去・新設工 N=2箇所 ○本管継手部耐震化工 本管継手部耐震化工 N=44箇所 ○仮設工 交通誘導員 一式 水替工 一式 換気工 一式	
設 計 区 分			
路 線 名			
期 間	令和 8年 7月 17日 ~ 令和 9年 2月 26日		
日 数	225 日		
部 課 名	まちづくり部下水道課		
積 算 担 当	管路施設係		
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	下水道工事(2)							
		事前調査工		式	1			A- 1号内訳書
		事前管口調査工		式	1			A- 2号内訳書
		既設人孔耐震化工		式	1			A- 3号内訳書
		本管継手部耐震化工		式	1			A- 4号内訳書
		仮設工		式	1			A- 5号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価		一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	下水道工事(2)	工事日数(内冬日数)	225日/118日	共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り(1)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned}
 \text{共通仮設費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned}
 \text{現場管理費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 費 明 細 書

算 出 基 礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
特殊作業員		人	1			
普通作業員		人	2			
ライトバン運転工	1500cc	日	1			E- 4号単価表
発動発電機運転費(常時)	2.0kVA	日	1			F- 1号運転費
管内径測定装置損料	Φ200~700	日				
送風機	軸流ファン 軸流式 定風量型	日				
ガス検知器	携帯式	日				
消耗品費	労務費の3%	式	1			
計						
1箇所当たり						

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
特殊作業員		人	1			
普通作業員		人	2			
ライトバン運転工	1 5 0 0 c c	日	1			E- 5号単価表
発動発電機運転費(常時)	2.0 kVA	日	1			F- 2号運転費
管内径測定装置損料	Φ250～700	日				
モニターシステム	φ250～700遠隔操作用	日				
空気圧縮機	吐出量0.08m ³ /min 圧力0.9Mpa 0.75 k w	日				
送風機	軸流ファン 軸流式 定風量型	日				
ガス検知器	携帯式	日				
消耗品費	労務費の3%+施工装置の6%	式	1			
計						

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
トンネル特殊工		人	1			
トンネル作業員		人	2			
ライトバン運転工	1500cc	日	1			E- 6号単価表
発動発電機運転費(常時)	2.0kVA	日	1			F- 3号運転費
ハンマードリル損料		日				
管内径測定装置損料	Φ800～3000	日				
送風機	軸流ファン 軸流式 定風量型	日				
ガス検知器	携帯式	日				
消耗品費	労務費の3%	式	1			
計						
1箇所当たり						

B- 8号 1箇所当たり 明細書

既設人孔耐震化工
昼間 φ200

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
止水工		箇所	1			C- 17号単価表
既設人孔改造工		箇所	1			C- 18号単価表
締切排水工		日	1.4			C- 19号単価表
止水材		L	59			
バックアップ材	コアカット用 (20×20)	m	3.3			
シーリング材		L	0.555			
ステンレスカラー	組立 φ200用	個	1			
吸収ゴムブロック	φ200	個	1			
計						

B- 9号 1箇所当たり 明細書

既設人孔耐震化工
昼間 φ250

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
止水工		箇所	1			C- 20号単価表
既設人孔改造工		箇所	1			C- 21号単価表
締切排水工		日	1.4			C- 22号単価表
止水材		L	59			
バックアップ材	コアカット用 (20×20)	m	3.3			
シーリング材		L	0.555			
ステンレスカラー	組立 φ200用 (φ250兼用)	個	1			
吸収ゴムブロック	φ250	個	1			
計						

B- 10号 2.5箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工 φ 300 (昼間)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
運転手(特殊)		人	1			
特殊作業員		人	2			
普通作業員		人	1			
スリーブ材 φ 300		箇所	2.5			
シール材		cm3	2,263			
TVカメラ搭載車運転工(本管用)	小中口径 直視側視式(自走車等付)	日	1			C- 23号単価表
クレーン装置付トラック運転費		日	1			F- 12号運転費
発動発電機運転費(常時)	20/25kVA、排ガス対策型	日	1			F- 13号運転費
誘導目地切削機損料	φ 200~450	日				
ブレード損耗費		m				
誘導目地測定器損料	φ 200~500	日				

B- 10号

本管継手部耐震化工 φ 300 (昼間)

2.5箇所当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一次拡張装置損料	φ 200～700	日				
二次拡張装置損料	φ 200～700	日				
小型高压洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				
空気圧縮機	吐出量0.08m ³ /min 圧力0.9Mpa 0.75kW	日				
送風機	軸流ファン 軸流式 定風量型	日				
ガス検知器	携帯式	日				
消耗品費	労務費の6%	式	1			
計						
1箇所当たり						

B- 11号 1.3箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工φ600（夜間） 夜間
遠隔施工

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	夜間	人	1			
トンネル世話役	夜間	人	1			
運転手(特殊)	夜間	人	1			
特殊作業員	夜間	人	2			
普通作業員	夜間	人	1			
スリーブ材φ600		箇所	1.3			
シール材	シリコン系	cm3	1,187			
クレーン装置付トラック運転費 夜間		日	1			F- 14号運転費
発動発電機運転費(常時) 夜間	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 15号運転費
誘導目地切削機損料	φ500～700遠隔施工	日				
ブレード損耗費		m				
誘導目地測定器損料	φ500～700遠隔施工	日				
シール材注入機	φ500～700遠隔施工	日				

B- 11号

本管継手部耐震化工φ600（夜間） 夜間
遠隔施工

1.3箇所当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一次拡径装置損料	φ500～700遠隔施工	日				
二次拡径装置損料	φ500～700遠隔施工	日				
モニターシステム	遠隔施工	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				
空気圧縮機	吐出量0.08m ³ /min 圧力0.9Mpa 0.75kW	日				
送風機	軸流ファン 軸流式 定風量型	日				
ガス検知器	携帯式	日				
消耗品費	労務費の4%+施工装置の6%	式	1			
計						
1箇所当たり						

B- 12号 1.4箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工 φ 800 (昼間)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
運転手(特殊)		人	1			
トンネル特殊工		人	2			
トンネル作業員		人	1			
スリーブ材 φ 800		箇所	1.4			
シール材		cm ³	8,102			
クレーン装置付トラック運転費		日	1			F- 16号運転費
発動発電機運転費(常時)	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 17号運転費
誘導目地切削機損料	φ 800~1100	日				
ブレード損耗費		m				
嵌合機	専用ジャッキ	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				

B- 13号 1.4箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工φ800（夜間） 夜間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	夜間	人	1			
トンネル世話役	夜間	人	1			
運転手(特殊)	夜間	人	1			
トンネル特殊工	夜間	人	2			
トンネル作業員	夜間	人	1			
スリーブ材φ800		箇所	1.4			
シール材		cm3	8,102			
クレーン装置付トラック運転費 夜間		日	1			F- 18号運転費
発動発電機運転費(常時) 夜間	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 19号運転費
誘導目地切削機損料	φ800~1100	日				
ブレード損耗費		m				
嵌合機	専用ジャッキ	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				

B- 14号 1.4箇所当たり 明細書
 本管継手部耐震化工 φ900 (昼間)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
運転手(特殊)		人	1			
トンネル特殊工		人	2			
トンネル作業員		人	1			
スリーブ材 φ900		箇所	1.4			
シール材		cm3	9,138			
クレーン装置付トラック運転費		日	1			F- 20号運転費
発動発電機運転費(常時)	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 21号運転費
誘導目地切削機損料	φ800~1100	日				
ブレード損耗費		m				
嵌合機	専用ジャッキ	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				

B- 15号 1.4箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工 φ900 (夜間) 夜間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	夜間	人	1			
トンネル世話役	夜間	人	1			
運転手(特殊)	夜間	人	1			
トンネル特殊工	夜間	人	2			
トンネル作業員	夜間	人	1			
スリーブ材 φ900		箇所	1.4			
シール材		cm3	9,138			
クレーン装置付トラック運転費 夜間		日	1			F- 22号運転費
発動発電機運転費(常時) 夜間	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 23号運転費
誘導目地切削機損料	φ800~1100	日				
ブレード損耗費		m				
嵌合機	専用ジャッキ	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				

B- 16号 1.4箇所当たり 明細書

本管継手部耐震化工 φ1100 (昼間)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	1			
トンネル世話役		人	1			
運転手(特殊)		人	1			
トンネル特殊工		人	2			
トンネル作業員		人	1			
スリーブ材 φ1100		箇所	1.4			
シール材		cm3	12,653			
クレーン装置付トラック運転費		日	1			F- 24号運転費
発動発電機運転費(常時)	37/45kVA 排出ガス対策	日	1			F- 25号運転費
誘導目地切削機損料	φ800~1100	日				
ブレード損耗費		m				
嵌合機	専用ジャッキ	日				
小型高圧洗浄機損料	吐出量60L/min 圧力4.9MPa 7.0kW	日				

C- 18号 1箇所当たり 単価表

既設人孔改造工

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	0.651			
特殊作業員		人	1.302			
普通作業員		人	0.651			
諸雑費		式	1			
クレーン装置付トラック運転費		日	0.651			F- 5号運転費
削孔機損料	コアカット方式	日				
発動発電機運転費(常時)	20/25kVA、排ガス対策型	日	0.278			F- 6号運転費
カッター損料		回				
計						

C- 21号 1箇所当たり 単価表

既設人孔改造工

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	0.651			
特殊作業員		人	1.302			
普通作業員		人	0.651			
諸雑費		式	1			
クレーン装置付トラック運転費		日	0.651			F- 9号運転費
削孔機損料	コアカット方式	日				
発動発電機運転費(常時)	20/25kVA、排ガス対策型	日	0.278			F- 10号運転費
カッター損料		回				
計						

F- 6号

発動発電機運転費(常時)
20/25kVA、排ガス対策型

1日当たり

運転費

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	パトロール給油	L	16.8			
		供/日				
計						

マンホール継手部耐震化工事		材料費(30)				材料調書全体明細表	
(単位:円)							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
消耗品費	労務費の3%	式	0.636				
シーリング材		L	1.11				
シール材		cm3	256,971				
シール材	シリコン系	cm3	913,077				
ステンレスカラー	組立 φ200用	個	1				
ステンレスカラー	組立 φ200用 (φ250兼用)	個	1				
スリーブ材φ1100		箇所	5				
スリーブ材φ300		箇所	5				
スリーブ材φ600		箇所	1				
スリーブ材φ800		箇所	11				
スリーブ材φ900		箇所	22				
バックアップ材	コアカット用 (20×20)	m	6.6				
吸収ゴムブロック	φ200	個	1				

マンホール継手部耐震化工事		材料費(30)				材料調書全体明細表	
(単位:円)							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
吸収ゴムブロック	φ250	個	1				
止水材		L	118				
消耗品費	労務費の4%+施工装置の6%	式	0.769				
消耗品費	労務費の3%	式	3.8				
消耗品費	労務費の3%+施工装置の6%	式	0.167				
消耗品費	労務費の4%	式	6.429				
消耗品費	労務費の4%	式	6.429				
消耗品費	労務費の6%	式	2				
消耗品費	労務費の6%	式	14.286				
諸雑費		式	2				
諸雑費		式	2				
ガソリン	レギュラー, スタント [®] 渡し	L	2,521.952				
軽油	ハ [®] トル給油	L	3,715.408				

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 <small>※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記</small>	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事实績の概要 <small>※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要</small>	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類	<input type="checkbox"/> 資格等を確認できる書類 (必須)
<small>※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載</small>	<input type="checkbox"/> 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須)
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
<small>※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。</small>	

担当者様 _____

連絡先 _____